



仮想通貨への投資

もうかるはずが . . .

事例

趣味の会で知り合った人に勧められて、1年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約 90 万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。



助言

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨をめぐり、投資や利殖をうたった契約トラブルが高齢者を中心に増加しています。

事例のほかに「人を紹介すれば紹介料が入り、毎月配当が入ると言われ仮想通貨へ投資したが、一度も配当が入らない。」「仮想通貨を代わりに買ってくれれば高値で買い取ると言われ契約したが、約束どおりに買い取られない」などといったトラブルも多くみられます。

仮想通貨は、インターネット上で資金移動や決済手段として利用されるものですが、その種類には様々なものがあります。価格が急激に低下するなど取引相場の価格変動リスクを伴い、将来必ず値上がりするものではありません。

また、インターネットの利用ができなければ、取引が実際に行われているかどうかを自分で確認することができません。

仮想通貨の購入等の勧誘を受けた場合は、取引する仮想通貨の内容に関する説明を受け、仮想通貨の仕組みや、取引に伴うリスクなどが理解できなければ契約しないでください。

なお、国内で資金決済法上の仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うには登録がなければできません。契約先が仮想通貨交換業者の登録があるかどうかの確認が必要です。

仮想通貨に関する勧誘トラブルの相談は、高齢者だけでなく若者からも寄せられています。仮想通貨への投資や利殖の勧誘を受けたり、契約に関して不審な点があった場合には、すぐに消費生活センターに相談してください。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）